平成２３年（フ）第２１２０号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目２番23号
荻野荘アパートＢ―102
債務者　中川　安代
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０４号
横浜市金沢区能見台東13番５―301号
債務者　佐々木康人
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２３号
川崎市川崎区浜町２丁目11番１号　ハイツ野口203、前住所川崎市川崎区下並木15番地５さつき旅館33
債務者　林　　勝彦
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
岡山市中区雄町25番地45
債務者　多田　美恵（旧姓稲村）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６５１号
東京都立川市錦町４丁目12―21―303
債務者　高野　久子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６７４号
東京都八王子市北野台２丁目22―６
債務者　安藤　國子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６７５号
東京都八王子市北野台２丁目22―６
債務者　安藤　康高
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６８５号
東京都練馬区東大泉７丁目46―５―201
債務者　永山　盛常
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７１７号
東京都大田区東雪谷３丁目14―25
債務者　福嶋　靖夫
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７２８号
東京都荒川区南千住８丁目４―13―602
債務者　森田　雅啓
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７２９号
東京都荒川区南千住８丁目４―13―602
債務者　森田　秋子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８９号
神奈川県大和市福田１丁目３番地５　コーポウィステリアＢ103号
債務者　村上　　亮（旧姓入間川）
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1520番地の１
債務者　田上　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第２５０号
青森市大字幸畑字松元73番地２、住民票上の住所青森市北金沢２丁目21番16号
債務者　山上　健吾
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
青森市大字浜館字科81番地
債務者　千葉　秀子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６４３号
神奈川県座間市立野台１丁目４―25　ラフィネ相武台Ⅲ205号
債務者　谷　千佳子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部